

医薬品の使用について

◇地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。当院では、医薬品の供給不足が生じた場合、処方の変更や治療計画等の見直しを行うなど、適切に対応する体制を整えています。状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性がありますので、その際には十分に説明させていただきます。ご不明な点やご心配なことがございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

◇バイオ後続品使用体制について

当院では、厚生労働省の方針に従いバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。バイオ後続品は先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

◇長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

長期収載品の選定療養費とは令和6年10月1日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の2分の1を自己負担していただく制度です。患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を特別の料金（選定療養費）として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金（選定療養費）はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



制度の詳細について

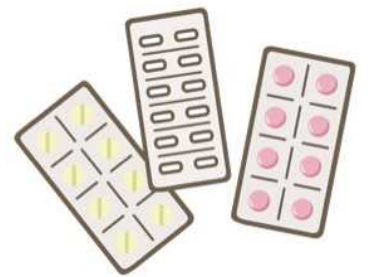
QRコードから厚生労働省
ホームページの関連ページ
にアクセスできます。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

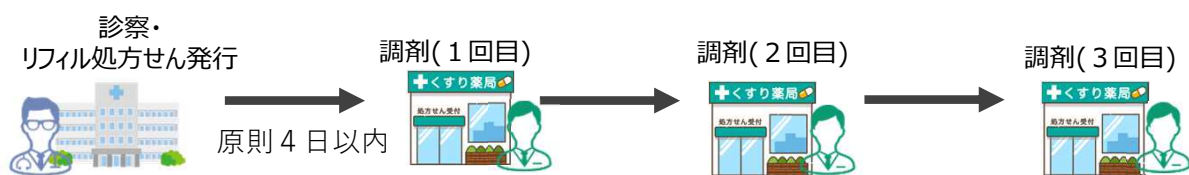
のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

お知らせ

お子さまの
お薬情報を
より安全・安心に
管理できます

電子処方箋を 小児科の診療科のみ

対応できるようになりました。



電子処方箋とは、これまで紙で
受け取っていた処方箋を電子化し、
医療機関と薬局でお薬の情報を
共有できる仕組みです。



小児科のみ ご利用いただけます。

※小児科以外の診療科では、従来どおり紙の処方箋を
発行いたします。

電子処方箋のメリット



お薬の情報を
正確に共有でき、
重複投薬や
飲み合わせの
確認がスムーズに
なります。



複数の医療機関や
薬局でも、お薬の
情報を確認でき、
安心・安全な
医療につながり
ます。



マイナンバーカードで
受付することで、
より便利に
ご利用いただけ
ます。



マイナンバーカードを
お持ちの方は
ご持参ください。

ご不明な点がございましたら、
主治医またはスタッフにお声がけください。

